

## 【在阪主要国領事館 VISA申請状況】

国名	VISA申請可否	大使館・ビザセンターHP	特記事項
アメリカ合衆国	○	<a href="https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/index.html?firstTime=No">https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/index.html?firstTime=No</a>	大阪米国総領事館は、Bビザを含む全ての非移民ビザサービスを8月30日より開始しました。
インド	○	<a href="https://www.indconosaka.gov.in/index.php">https://www.indconosaka.gov.in/index.php</a>	領事館窓口でのビザ申請受付業務は緩和傾向。観光客除く外国人、OCI/PIOカード所持者インド政府内務省/民間航空省が認定した便で国際空港/海港経由で、インドに出国出来るように。ただし、インド政府保健家族福祉省が定める隔離検疫及び新型コロナ対策指導を厳守。
インドネシア	○	<a href="https://kemlu.go.id/osaka/lc">https://kemlu.go.id/osaka/lc</a>	<在インドネシア日本国大使館ホームページより> 7月21日から緊急活動制限期間中、有効な滞在許可 (ITAS) ・定住許可 (ITAP) を持っている方以外は、原則、インドネシアに入国できません。インドネシア入国のための新規査証 (e-Visa) の発給は一時停止され、また、依然として、査証免除及び到着ビザ (VOA) は停止されており、観光目的での査証発給は行われていません。
カンボジア	○	<a href="http://www.cambodia-osaka.com/">http://www.cambodia-osaka.com/</a>	2020年3月30日23時59分から観光ビザ、e-visa、アライバルビザの発給が停止されているため、在外公館で事前にビザ取得が必要。 査証申請は、現在通常通り (制限なし)。ただし、商用査証のみ受け付け。観光査証の発給は停止。 2021年7月26日より申請時には次の情報/書類の提出が必要。1.カンボジア企業からの「保証証明書」、または、「招へい証明書」サインは必須。PDFからの印刷可。 2.カンボジア 企業の「登録証明書」または、「ビジネスライセンス」のコピー 3.「パテント」・事業性支払い証明書のコピー 4.カンボジア滞在中の活動計画書
中国	○	<a href="https://bio.visaforchina.org/OSA2_JP/index.shtml">https://bio.visaforchina.org/OSA2_JP/index.shtml</a>	ビザ申請には、主に〇〇省人民政府外事弁公室発行、または商務庁などの政府機関から発行された邀请函 (招聘状) が必要。 大阪ビザ申請センターで、2021年2月9日の申請から、申請者本人の指の指紋採取と顔認証 (写真撮影) が開始。 14歳未満または70歳以上の方や、5年以内に同じパスポートで中国駐日本大使館に指紋登録をされている方は免除されるが、それ以外は申請者ご本人がビザ申請センターに行かないといけない。ワクチン接種した方は、「予防接種済み証」などのコピーの提出要。
タイ	○	<a href="http://www.thaiconsulate.jp/visa-top/">http://www.thaiconsulate.jp/visa-top/</a>	30日査証免除とオン・アライバル・ビザ、数次査証発給は一時的に停止中。非常事態宣言により、ごく一部の例外を除きタイへの入国は原則禁止。 領事館でのビザ申請は、就労 (B/IB)、および赴任家族 (O) のみ受付。申請の予約をし、「労働許可証のコピー」、「Form WP 3」、「BOI」、「Industrial Estate Authority of Thailand (IEAT)」からのビザ申請承認状のコピー のいずれかの書類、およびPersonal Historyが追加が必要。4月12日より領事館ホームページのビザ申請予約システムからの予約が個人本人しかできないが、当社は登録旅行代理店の為別に申請可。書類認証申請も同様に事前予約が必要。
ベトナム	○	<a href="https://vnconsulate-osaka.mofa.gov.vn/en-us/Pages/default.aspx">https://vnconsulate-osaka.mofa.gov.vn/en-us/Pages/default.aspx</a>	日本に対する査証免除措置を停止。全ての国・地域からの外国人の入国を停止。 2020年6月19日、入国制限緩和で合意。ベトナム入国管理局から事前許可番号を取得されている方に対しては、ビザ発給を開始。 2020年11月01日から短期出張者が14日間の自宅などでの待機期間中も行動範囲を限定した形でビジネス活動を可能とする「ビジネス・トラック」を開始したが現在停止中。
ロシア	○	<a href="http://osaka.kdmid.ru/jp.aspx">http://osaka.kdmid.ru/jp.aspx</a>	在大阪ロシア連邦総領事館は、2020年2月10日から外国人および無国籍者に対し、全カテゴリーのビザ申請の受理、作成、発行を一時停止。 (緊急事態のビザ、ロシア国籍者の家族との共同入国用一般個人ビザを除く。) ビザ申請は東京の「Interlink Service」ロシアビザセンターまで連絡。

VISA申請可否： △・・・一部申請可能 X・・・申請不可

※上記は各国大阪領事館の申請状況となり、東京大使館の申請状況は異なりますのでご注意ください。

※各国の対応は流動的であり予告なく変更になる場合があります。最新情報、および記載のない国の情報については、弊社担当者までお問い合わせ下さい。